

## 2007年2月レポート

### ・ 国別:

#### タイ

1. 多国籍企業、偽造と海賊版への戦いに立ち上がる
2. 国王が最初の受賞者
3. 政府は製薬会社との交渉を進めるべし
4. 特許サーチ
5. 保健省は価格が下がれば純正薬品を購入
6. CEO、海賊版の氾濫を激しく非難
7. CDの侵害者、弾圧にさらされる
8. 保健省、決定内容の明示化を求められる
9. アボット社、エイズ薬カレトラの価格引下げを公表
10. 米国、薬の特許の停止を審査とは結びつけず
11. タイ、米国の著作権ガイドラインに同意せず
12. 強制実施権一旦延期
13. 産業界の競争力向上へ
14. タイは14の製薬会社の特許破棄を計画
15. 知的財産局、ライセンスへの裁定は否定
16. 日本とのFTA交渉促進のためNLAへのロビー活動活発化
17. 反海賊版対策、厳格に
18. 日タイFTA
19. 国内製薬会社、タイ法は多国籍企業を優先すると発言
20. タイ、薬品の高価格に辟易
21. 政府はFTA交渉の継続を指示
22. 偽造商品への連携対策
23. 偽物の電池でモトローラ社困惑
24. IIPAはタイの優先監視国入りを望む
25. マヒドンの研究者、米国からの特許取得
26. 偽物バイアグラ広く出回る
27. タイは日本とのFTA再交渉はせず
28. タイは遺産の保護を目指す
29. 米国ブランド、タイの海賊版実態を批判

#### シンガポール

1. ネット上の海賊版の危険性周知キャンペーン
2. ビデオゲームのメーカー、違法ソフトの使用で摘発される
3. シンガポールはソフトウエア海賊版対策の模範生
4. 海賊版の情報提供、増加へ

#### フィリピン

1. 上院、薬の入手を容易にする第2263号法案承認

2. 偽薬は法のエンフォースメントの問題、IPCには関係せず
3. マクドナルドの権利、最高裁により支持される
4. フィリピン、ワシントンとの海賊版対策条約に署名
5. WTO幹部、薬価引き下げのための施策支持
6. フィリピンで伝統的代替医療が奨励される

#### インドネシア

1. インテル社インドネシアの服飾メーカーに商標で勝利
2. 地理的表示登録製品、PPを待つ
3. 知的財産権、インドネシアでは依然不確実

#### ベトナム

1. 知的財産侵害者、食品衛生対策が2007年のターゲット
2. 中国正月(Tet)と模倣商品との戦い
3. ベトナムとE C、I P 訓練センターをハノイに立ち上げ

#### インド

1. 2月20日より、植物品種の登録開始
2. ドイツは再生可能なエネルギーとI P Rでインドとの協力を熱心
3. インド商標法の改正へ
4. インドは対外貿易促進めざし、マドリッドプロトコルに加入
5. 海賊版CD、MP3没収
6. 国会議員、インド特許法への挑戦の終了を求める
7. 政府、農業者によって開発された種子の登録開始
8. 35の地域産品に地理的表示を与える

#### ブータン

1. ブータン、著作権地域小委員会の開催国となる

#### ヨルダン

1. ヨルダン知的財産権フォーラム

## タイ

### 1. 多国籍企業、偽造と海賊版への戦いに立ち上がる (タイ・ニュース・サービス、2007年2月1日付)

多国籍企業のCEOは偽造と海賊版に立ち向かうための広範囲に及び新計画を考案した。それは、知的財産保護に関する国別パフォーマンスの指標を含み、各国政府に改善点を示すためである。

各国エクゼクティブは模倣品・海賊版防止ビジネス・アクション(Bascap)の旗の下にスイスのジュネーブで開催された会議に結集した。彼らは模倣により引き起こされる経済的、社会的損害、企業の知的財産保護への決意を示す企業行為の「国際規範」、国境越え交易と税関への協力の新モデルについて一連の報告を予定している。

国際商工会議所の名誉会長であり、ビベンディ(Vivendi)社の監視委員会の委員長である Jean-Rene Fourtou氏は「この新計画は模倣と海賊版に向けた草の根の対処であり、政策立案者を教育し、国際ビジネスを円滑化させるものだ。この計画は問題を明示し、恒久的な解決策を提示する」と述べた。

計画には2つの目的があり、政策立案者が決定を下し、実行し、資源を配分するための十分な情報を確保し、各国政府に知的財産保護法制を執行させるための十分な資源を提供することである。

「世界中に広がる模倣と海賊版による不公正競争は、毎年、経済成長と知的財産との相乗効果により生み出される莫大な利益を消滅させるだけでなく、我々は、安全性が保証されない模倣品により消費者が被るリスクを心配している。」とネスル(Nestle)社の会長でありCEOのPeter Brabeck-Letmathe氏は述べた。

### 2. 国王が最初の受賞者

(バンコクポスト紙、国内ニュース欄、2ページ、タイ、2007年2月1日付、  
ネーション紙、国内ニュース欄、ページ2A、タイ、2007年2月1日付)

国王は、世界知的所有権機関(WIPO)から、熱心な発明家であり、開発のための知的財産の積極的な提案者としての卓越した役割に対し、世界指導者賞(Global Leaders Award)を授与されると外務大臣は述べた。

外務省のスポークスマンのKitti Wasinond氏は、同機関では栄えある賞の最初の受賞者が国王であると宣言した。

WIPOのウェブサイトでは、「世界指導者賞は、WIPOの最も栄えある賞で、知的財産の発展のため卓越した貢献をなした世界の指導者に与えられる」と述べている。

WIPOによれば、人工雨や廃水処理のチャイパタナ通気装置のような国王の発明は、農村社会の福祉に大きく貢献した。現在20の特許と19の商標を所有している国王は、1993年に乾季の水不足を解消するためのシステムにより最初の特許を取得した。

この賞は賞状とメダルが授与され、国内、地域、国際レベルでの知的財産の推進への国王のリーダーシップと個人的経験を称えるものだ。

WIPOは知的財産システムを推進する国連の専門機関である。

### 3. 政府は製薬会社との交渉を進めるべし

(バンコクポスト紙、国内ニュース欄、5ページ、タイ、2007年2月2日付、  
Agence France Presse、2007年2月2日付)

世界保健機関は昨日、心臓病と抗エイズ薬のジェネリック版を製造するための強制実施権の発動に対し、タイ政府に注意を与えた。

保健省を訪れたチャン氏は、製薬業界が薬の入手を容易にさせる解決策の一翼を担っており、政府はこの問題で製薬会社と交渉を開始すべきだと強く感じていると述べた。

彼女は保健省が、一般人がこれらの薬を入手しやすくするため官民のパートナーシップをより改善することを求めた。モンコン・ナ・ソクラ保健相はこの問題への言及を避けた。

エイズ・アクセス・ファンデーション会長のNimit Tienudom氏はWHO事務局長の見解を否定し、「残念だ。WHOは薬の入手をサポートし、大手製薬会社ではなく世界の市民のために良質で低価格の薬の研究を推進するべきだ」と述べた。

タイは、世界貿易機関のルールに従い、抗エイズ薬関係で強制実施権を発動した最初の発展途上国である。WTOは政府が「非常事態」を宣言し、国家目的での使用のため特許薬の製造販売のライセンスを与えることを認めている。保健相の計画によれば、特許所有者は年間販売額の0.5%相当額をロイヤルティーとして受け取る。

しかしながら、国内の製薬リサーチ製造者協会はこの決定に反対し、強制実施権により多くの会社が心臓病と抗エイズ薬の特許から手を引き、タイが国際的なバイオテクノロジーの世界から阻害される恐れがあると主張する。「カレトラ」はアボット・ラボラトリーズ社の製品であり、「プラビックス」はサノフィ・アベンティス社とプリストルマイヤーズ・スクイブ社の製品である。

国境のない医師団は、エイズと心臓薬のジェネリック版に対しタイが下した決定はWTOの規則に合致したものだとして支持した。

「我々はタイの決定を十分に支持する。タイがしていることはまさにWTOのメンバーが2001年に賛成したことだ」とバンコクでの記者会見でノーベル平和賞受賞団体である国境のない医師団(Medecins Sans Frontieres)のヘレン・ホーン氏が述べた。

米国に本拠を置く、エイズや他の薬の貧しい国々への普及を進める団体であるノウリッジ・エコロジー・インターナショナルのジェームズ・ラブ氏もタイの決定を賞賛した。

「タイ政府は治療を必要としている人々のために何かをしようとしている。我々は将来タイが他の薬に対する強制実施権を発動することを期待している」とラブ氏は述べた。

### 4. 特許サーチ

(ポスト・トゥデイ紙、本日のニュース欄、ページA3、タイ、2007年2月5日付)

タイ商務省の知的財産局は意見交換シンポジウムで、オーストラリア特許庁と特許サーチサービスのガイドラインに関する協定に署名した。この協定によりオーストラリアは特許サーチを提供する。タイは今年特許協力条約(PCT)加盟を予定しており、知的財産局では特許出願件数の増を予想している。

### 5. 保健省は価格が下がれば純正薬品を購入

(ネーション紙、国内ニュース欄、ページ2A、タイ、2007年2月7日付)

保健省は、もし製薬会社が薬の価格をジェネリック薬に見合うくらいに引き下げさえすれば、HIVと心臓病治療薬の正規品の購入を検討すると述べた。

しかしながら、モンコン・ナ・ソクラ保健相は、彼が個人的に抗レトロウイルス薬と抗血栓薬を組み合わせた薬の特許所有者と交渉することはないと述べた。強制実施権の作業チームは明日製薬会社と話合うと彼は述べた。製薬会社は保健省が正規薬品を合意に基づく価格で購入する可能性について話をするものと予想される。

#### 6. CEO、海賊版の氾濫を激しく非難

(バンコクポスト紙、ビジネス欄、ページB10、タイ、2007年2月7日付)

国内で最大のホームエンターテインメント・チェーンであるTutaya タイランド社のCEO、Wanchai Phlaphongphanich氏は、軍のクーデターにより指名されたスラユット・チュラノン首相にアドバイスすることに気後れはない。

「もし私が首相なら、模倣品対策にもっと注意を払うだろう。なぜなら、その結果よりよい教育と合法的な本物の仕事を得ることができるから」と怒りを込めてCEOは述べた。「海賊版の制圧により政府は銃を持った一握りの者からお金を取上げ、合法的に働く他の者へその富を分配することができる」と彼は付け加えた。

Wanchai氏はツタヤの総売上は昨年度、対2005年度比の実質12%減であったと述べた。彼は金額を明かさなかった。野放図な海賊版がこの減少の主な理由だと彼は述べた。少なくとも12のツタヤの支店が昨年移転を余儀なくされた。これは違法なDVDとVCDの店舗が何件もツタヤの支店近くに現れたため、そこの距離を置くためであった。

Wanchai氏は、海賊版はビジネスを破壊するだけでなく、若い世代の創造性も破壊すると述べた。彼は若者が知的財産権の侵害が犯罪であるとの意識や認識無しに成長することを心配している。

彼はまた、違法ビジネスのため政府がどれほどの税収のロスを被ったかを尋ねた。今年度はホーム・エンターテインメント業界にとって最良の機会となるはずだ。なぜなら、政情不安や経済の失速への不安が増大しているからだ。その結果多くの人々は外出より家にいることを好む。しかし、野放図な海賊版はその好機を抹殺してしまうと、Wanchai氏は述べた。

#### 7. CDの侵害者、弾圧にさらされる

(ネーション紙、ビジネス欄、ページ4B、タイ、2007年2月8日付、バンコクポスト紙、ビジネス欄、ページB4、タイ、2007年2月8日付、クルンテープ・トラキット紙、経済産業欄、ページ6、タイ、2007年2月8日付)

知的財産局と特別査察局(DSI)は王国の著作権侵害一掃計画の一環として、全国の38のCD工場の査察を開始する。

知的財産局長官のPuangrat Asavapisit氏は、政府機関では、著作権侵害と国内での模倣品製造のための機械の密輸入を摘発するため、すべてのCD工場を頻繁に査察すると述べた。

海賊版摘発の一部として、政府は輸入CD及びDVD製造機を注意深く監視し、模倣品製造のために使われないかをチェックする。通常、タイの著作権侵害は、国境を越えた密輸

か違法な国内での製造かの2つの手段のどちらかである。

知的財産局は外国人、特に中国と米国人に対してアクションを起こす予定である。彼らはタイ製品の特許と著作権の侵害により利益を得ている。

例えば、タイの大手フルーツ缶詰製造、輸出業者であるエラワン・フーズ社は中国で意匠と商標の侵害を受けた。同社は知的財産局に同社の権利と国益保護を求めた。同社は違法行為により約150万米ドル（5,370万バーツ）相当の害を受けたと訴えた。

Puangrat氏はエラワン製品のパッケージと商標は北京と広州を含む中国の多くの地域で偽造されているのが発見されたと述べた。同局はこの事件の捜査のため中国当局と協力している。

彼女はまた、タイの輸出業者が危険度の高い国々に輸出する前に、特許と商標の権利を登録するよう求めた。同局はまた、米国政府がアメリカのビジネスマンに「サバイ」（Sabai）という名称をスパの名前として登録することを認めた。実際には、「サバイ」はタイ語の普通名称で登録できない言葉である。

知的財産局では、日本の特許庁に対しても、「ルーシーダットン」（仙人のヨガ）として知られる技を使う伝統的なタイマッサージと体操の特許出願について話をしている。日本の特許庁は、3月末までに出願を受けるかどうかの決定を下す。

加えて、タイのホテル協会は知的財産局が歌の著作権料徴収の問題に取り組むよう求めた。ホテル協会では、ホテルが各会社の歌を使用する度に多くの会社が著作権料をダブルで徴収しているのに気がついた。

著作権法で13万曲が登録されているが、3,500曲が異なった所有者により著作権が所有されている。

## 8. 保健省、決定内容の明示化を求められる

*(バンコクポスト紙、国内ニュース欄、2ページ、タイ、2007年2月10日付)*

保健省は値段が高すぎる薬の現実と特許を破る決定を下した理由を明示するため、「白書」を発行すべきであると、国家立法評議会の保健委員会が述べた。

プリア・カセムサント・ナ・アユタヤ委員長は保健省の幹部と会い、同省の行政を検証した。

プリア氏は、同省は白書を発行し、抗エイズ薬エファビレンツとカレトラ、及び心臓病薬プラビックスのジェネリック薬の輸入と製造に対し、タイが強制実施権を発動した必要性を説明すべきだと提言した。

「保健省の動きを鮮明化することが、特に、人々がこの政策が国際貿易条約や知的財産権に反したものであるかどうかまだ困惑している今の時期に必要な」と、保健省のスポークスマンは会議の後に述べた。

政府製薬機関委員会のVichai Chokewiwat委員長は、この提案に賛成し、既に白書作成のための情報の収集を始めたと述べた。保健省が薬の強制実施権を発表したことで製薬会社と保健活動家から様々な反応を引き出した。

保健政策と知的財産権の国内外の専門家はこの動きに喝采し、薬を必要としている人の入手が容易になると言う。しかし、製薬会社は、これが彼らのビジネスに悪影響を及ぼすので、政府がこの決定を再検討するよう要望している。

一方、何人かの研究者は、製薬特許を破棄したことへの反動に政府が備えるよう忠告した。

チュラロンコン大学の薬学部のJiraporn Limpanananont氏は、保健省は強制実施権により影響を受ける多国籍製薬企業の市場戦略にもう少し注意すべきだと述べた。

カレトラの特許権者であるアボット・ラボラトリーズ社が、政府の強制実施権承認後、HIV感染者がカレトラを入手しやすくするため価格を下げることに原則同意した後に、彼女は上記の懸念を表明した。

同社の動きは保健活動家と政府の役人に、同社が価格の引き下げに伴い低品質の薬を製造するのではないかという恐怖を抱かせた。

これより前に、エファビレンツの特許所有者であるメルク社は同薬の値段を1,400パーツから850パーツに引き下げる申し出をしていた。しかし、インドから輸入されるジェネリック薬の650パーツと比較するとまだ高い。

Jiraporn氏は、食品医薬局が強制実施権の対象となる薬品の厳重なテストと品質管理を行い、国民が貴重な薬を十分に、品質のいいものを入手できるようにすることを求めた。

モンコン・ナ・ソクラ保健相はこのような戦術を使うどの製薬会社とも交渉はしないと述べた。

#### 9. アボット社、エイズ薬カレトラの価格引下げを公表 (ネーション紙、タイ、2007年2月10日付)

アボット・ラボラトリーズ社は昨日、救命薬である抗エイズ薬カレトラの価格を原則的に引き下げることに合意したと保健省の役人が述べた。先月、タイでこの薬に対する強制実施権を発動するという発表の後、保健省との最初の交渉で、この大手製薬会社の役員は価格引き下げの方策を探ることに同意したと、保健省の交渉団団長のThawat Suntrajarn博士は述べた。

カレトラと心臓病薬プラビックスに強制実施権を発動するという保健省の発表は、タイ人の命を救うとして保健活動家から喝采を浴びたが、外国企業の指導者はこれが外国投資の脅威となると警告した。

強制実施権は薬に対する特許を一時停止させ、より安価なジェネリック薬がタイで販売される。カレトラはエイズ患者にとって第2陣の薬 (second-line drug) と呼ばれ、第1陣の薬に耐性ができた患者に対し使用される。

アボット社はカレトラの価格を引き下げる方法を見つけると述べ、保健省は薬の正確な必要量を決定すると述べたと、Thawat氏は述べた。彼は、最終的な合意には至っていないがまだ時間は十分あると述べた。少なくとも4ヶ月から6ヶ月分のカレトラの在庫があるため、満足のいく価格に落ち着くための時間は十分あると彼は述べた。カレトラの価格は患者1人で1ヶ月6,000パーツである。

国家健康安全局(NHSO)の数字によれば、強制実施権により患者1人当たりの費用が3分の1削減され、1ヶ月分4,000パーツになると予想される。これにより、年間2億パーツの節約となるとNHSO局長のSa-nguan Nitayarumpho医師は述べた。

約8,000人のタイ人が薬を必要としていると、エイズ、結核、性的感染症局のSombat Thanprasert-suk 局長は述べた。一方、エファビレンツのジェネリック薬の船荷がタイに到着し、流通を待っている。これはタイで強制実施権を受けた最初のエイズ薬である。

#### 10. 米国、薬の特許の一時停止を審査とは結びつけず

(ネーション紙、ビジネス欄、ページ1B、タイ、2007年2月10日付、クルンテープ  
トラキット紙、プライムニュース欄、ページ1&4、タイ、2007年2月10日付)

ワシントンは、タイの保健省による最近の製薬特許の一時停止は、貿易相手国の不正な貿易慣行の年次審査とは結びつけないと政府要人に保証した。

知的財産局のPuangrat Asavapisit長官は、米国大使館の上級経済担当官のジェームズ・カロツソ氏との会談後に述べた。それにもかかわらず、米国の同大使館員は、政府が事前に影響を受ける会社への通告なしに薬の保護の一時停止を決定したことに言及した。

バンコクは、米国がこの決定を貿易相手国の貿易慣行への年次審査と結びつけるのではないかと心配した。審査は米国が貿易制裁を科すかどうかの決定を下す際、直接的に影響する。

カロツソ氏はPuangrat Asavapisit長官に、知的財産の侵害制圧と新著作権法の可決促進を促した。Puangrat 長官は、新著作権法は国家評議会では検討中であると答えた。彼女は法案は7月に国家立法議会に上程されるだろうと予想している。彼女は、特許法改正案、商標法改正案も内閣の検討を待っていると付け加えた。

彼女は米国の同担当官は2月12日まで情報を収集し、米国通商代表部に提出すると述べた。USTR では4月30日に全貿易相手国に対する年次レポートを作成する。

#### 11. タイ、米国の著作権ガイドラインに同意せず

(ポスト・トゥデイ紙、本日のニュース欄、ページA3、タイ、2007年2月12日付)

Puangrat Asavapisit 知的財産局長官は、APECのIP作業グループの会議終了後、米国が提出した知的財産権の保護と侵害の制圧のガイドラインに対して、メンバー国からの反対がなかったため、米国はこれを6月のAPECの大臣級会議に提出するだろうと述べた。

しかしながら、タイはまだガイドラインに賛成していない。タイはIPシステムを強化するため中国と協力しており、また多くの点では米国の支援を必要としている。しかし、このガイドラインでは貿易に重点を置き過ぎている。

#### 12. 強制実施権一旦延期

(アジア・パシフィック・ニュース・エージェンシー機関、2007年2月13日付)

タイの保健省は近い将来更に追加で製薬特許を覆す意思はないが、3つの純正の薬に対する強制実施権を発動する決定は維持すると述べた。

モンコン・ナ・ソクラ保健相は、政府は国際的製薬業界からの反撃の可能性を承知していたから、エイズ2薬と心臓病治療薬の特許を効果的に「破棄」という先の決定を十分に慎重に考慮した上で行ったと主張した。しかし大臣は、もし政府が必要な薬への間口を広げたいと望むならこれはやむを得ない措置だったと強調した。

保健省は大手製薬会社が特許を所有している他の薬でも同じような行動が必要かどうかの検討を行う新委員会メンバーを指名した。旧政権が設置した委員会は、糖尿病、ガン、コレステロール抑制剤を含む10の薬のリストを挙げた。

モンコン大臣は、検討は進められているがまだ結論は出ていないと述べた。「我々は必要性や正当性がなければやらない。」と大臣は強調した。この動きが製薬業界を動揺

させ、純正薬の製造業者がタイ市場に新規の治療薬を投入するのを足踏みさせてしまうのではないかと問われ、大臣は、当該の薬が国内に投入された期間を考慮に入れると答えた。

加えて、強制実施権の適用の得失について考慮する適切な委員会が必要であり、それを経て、私に提言がなされると、大臣は述べた。彼は、強制実施権の政策が、長期的に安価で高品質の医療を一般人が入手する方法について、保健省当局と製薬業界が対話を持つ方向に導くことを期待した。

「企業は彼らの薬が市場に出て一定期間を経たなら、自ら価格を引き下げるべきだ。そうすれば、我々は強制実施権を発動しなくてもよい。我々は正直に言ってやりたくはないのだから。両者の間にいやな感情を引き起こすだけだ。」とモンコン大臣は述べた。

### 13. 産業界の競争力向上へ

(ネーション紙、ビジネス欄、ページ 4B、タイ、2007年2月13日付)

Kosit Panpiemras産業相は、産業省の知的財産計画に加わるよう労働省と教育省を招くと述べた。この計画は科学技術省との協同で産業省が作成中である。

Kosit大臣はこの計画には、科学知識と発明という産業面での2つのウイークポイントを解決するため、政府内機関の協力が必要であると述べた。

この計画のゴールの1つはタイの製造業者の少なくとも35%に、より進んだ技術を採用させることである。これは、現在のわずか6%に比べ大きな増だ。さらに、製造業者は教育機関や研究者とより緊密に連携し新技術と製品を生み出すことだ。

最も重要なゴールは、開発管理国際機関(International Institute for Management Development)によるR&Dのタイの順位を現行の53位から5年間で35位まで上げることだと、大臣は述べた。産業省は、5年間でこれら3つのゴールを達成することを計画しているとKosit大臣は付け加えた。

Kosit大臣は、公式に製造業セクターの投資を推進したと述べた。この計画では産業界の生産性向上に焦点を合わせている。「もし、我が国の産業が高い生産性を持てば、産業界での他国への競争力も同時に向上する」と彼は述べた。

彼は、投資委員会はR&Dに投資する企業をひきつけるため、8年間の税の優遇策を講ずると発表した。

### 14. タイは14の製薬会社の特許破棄を計画

(ロイターニュース、2007年2月14日付)

タイは14のエイズ、ガン、心臓病薬の外国特許の破棄を予定しているが、これは、製薬会社がタイ市場から新薬を引き上げさせるきっかけにもなりかねないと、製薬会社は語った。

「このような行動はいまだかつて世界のどこでも起きた事がない」と、43社が加盟しているタイ製薬リサーチ製造者協会のTeera Chakajnarod会長は述べた。

保健省が検討中の14の薬の中には抗生物質も含まれていると、テラ氏は声明で述べている。

保健省はこれら14の薬品のうち3件に強制実施権を発表し、2つのエイズ薬と1つの心臓病薬に対し、ジェネリック薬を製造し販売することを認めた。保健省からのこれに

に対するコメントはまだ出ていない。

月曜日、モンコン・ナ・ソクラ保健相は、大臣の諮問委員会はタイが必要としていてコピー品が製造か購入できる薬を研究しており、その一方、特許薬の最適価格の交渉を進めていると、ロイターに述べた。

外国の製薬メーカーは、タイの軍事政権は強制実施権の発動前に影響する会社に何の通知もしなかったと述べている。

「政府が民間の資産を没収しようとする際は、まず資産所有者と話し合いその同意を得る必要がある」とテラ氏は述べた。「タイ政府は価格引下げの交渉手段としてライセンスを使用しているが、それは新薬の開発のための高額な負担を反映していない。」と彼は述べた。

「個々の製薬会社はタイ市場に最新薬を投入するかどうかの決断をする際、この政策が与える危険性について十分に考慮するだろう」と彼は述べた。

「貧しい患者に最良の医療を与えるどころか、強制実施権により、タイの新治療薬への道を閉ざすかもしれない」

世界貿易機関の規則により、政府は国家非常事態を宣言し、特許薬の生産と販売ライセンスを、外国の特許権者の許可なしに、与えることができる。

#### 15. 知的財産局、ライセンスへの裁定は否定

(バンコクポスト紙、国内ニュース欄、2ページ、タイ、2007年2月15日付、  
ネーション紙、国内ニュース欄、ページ2A、タイ、2007年2月15日付、  
ポスト・トゥデイ紙、ビジネス・マーケット欄、ページ3B、タイ、2007年  
2月15日付、クルンテープ・トラキット紙、ヘルス・クオリティー欄、7  
ページ、タイ、2007年2月15日付)

知的財産局は、保健省が薬の強制実施権を発動した決定に対し裁定を求めてはいないと述べた。

知的財産局のPuangrat Asavapisit長官は、エイズ・アクセス・ファンデーションが率いるエイズ活動家、国境のない医師団、NGOに対し、知的財産局は国家評議会からの助言を求めてはいないが、製薬会社から指摘された法的論点を検討していると述べた。

薬の製造者はタイの決定を疑問視し、これが製薬特許を軽視しているのではないかと疑った。

知的財産局は保健省と多国籍製薬会社がこの問題を解決できない場合は仲裁するだろうと長官は述べた。

保健省は、抗レトロウイルス・エイズ薬のエファビレンツ、カレトラ、及び心臓病薬ブラビックスのジェネリック薬に対し強制実施権を発動した。

エイズ・アクセス・ファンデーションのNimit Tienudom会長は、国の立法府である国家評議会に、政府が心臓病とエイズ薬のジェネリック薬に特許を無効にするライセンスを発動することができるかどうか尋ねる、いかなる動きに対しても、活動家は反対したと述べた。彼らは昨日知的財産局長官に会い、このメッセージを手渡した。

エイズ薬エファビレンツの特許所有者であるメルク社 (Merck & Co) は先月、知的財産局の監督官庁である商務省に、保健省の計画につき、同社と保健省が話し合いを始めるよう求めた。

Nimit氏は知的財産局は法的な見解を前面に出し、製薬会社の意に従うべきではないと

述べた。それよりは、強制実施権が発動されたときに国が特許所有者に支払わねばならないロイヤルティーについて、受け入れられる範囲で交渉を試みるべきだと述べた。

この体制によれば、薬の特許所有者は製品の市場価格の5%までをロイヤルティーとして受け取ることができる。

#### 16. 日本とのFTA交渉促進のためNLAへのロビー活動活発化

(バンコクポスト紙、国内ニュース欄、3ページ、タイ、2007年2月15日付)

外務省は今月末に予定されるNitya Pibulsonggram外務大臣の日本訪問準備のため、日本とのFTA交渉の支援を取り付けるため、NLA（国家立法議会）に激しくロビー活動をしている。

本日のNLA討論への準備のため、NLA外交委員会のPichai Wassanasong委員長は交渉団からの情報を整理し、過去数週間の民間セクター、NGO、学者からの意見を調べた。

NLAはこの貿易条約に賛否の表決はできないが、NLAの討論によりオープンな雰囲気生まれ、国民も情報の共有化により得る物があると、スリン氏は述べた。

タイ開発研究インスティテュートのSomkiat Tangkitvanich研究部長は、NGO団体はこの条約により起こるかもしれないマイナス面を誇張していると述べた。ソムキット氏はどんな悪影響にも対処できる実現可能な国内方策があると述べた。

「我々は問題を感じたら（産業）ごみを課税対象とすることができる。彼らが心配するような、もし協定が署名されたらバイオパイヤシーがタイ全土に広まるのではないかという点に対しては、商務省は微生物の特許について、自然界に発生する微生物に特許を与えないようガイドラインを公表することができる」とソムキット氏は述べた。「最終的には論争になった場合は知的財産裁判所に訴えることができる」。

政府は資本操作でより自由が奪われるという論点も正しくはない。なぜなら協定の文面には一時的なセーフガードが含まれるからとソムキット氏は述べた。NGOからの唯一の妥当な指摘は、交渉経過の不透明さの点だと彼は述べた。

交渉団は、必要な事項のみ選択して非開示にすることが可能なのに、常に秘密保持の必要ばかりを言う。

「1997年憲法の第224条の改正が必要だ。議会の承認が必要となる国際協定や条約により影響を受ける国家の尊厳について明確に規定している」と彼は述べた。「さらに、我々は公開ヒアリング開催を明記し、どの協定が立法府の承認を必要とするか区別するための特別の国際貿易協定が必要だ」と述べた。

タイ工業連盟のPai boon Ponsuwanna副会長は、NLAの外交委員会のヒアリングで貿易協定はタイ農産物の日本への輸出を促進させるため重要だと述べた。

Nitya外相は2月26日、日本の安倍晋三首相と対談し、翌日一緒に、日タイ修好120周年の式典の開会式に臨む。外相はまた国際協力機構(JICA)の代表、経団連、福田康夫衆議院議員、外国新聞記者団とも会談する予定である。

#### 17. 反海賊版対策、厳格に

(ポスト・トゥデイ紙、国内ニュース欄、ページA6、タイ、2007年2月15日付)

Seripisut Temmiyavej 警察長官代行は、音楽会社の代表がCDの海賊版ビジネスにかかわるマフィアのリストを彼に手渡した際、もし、警察官がギャングとかかわりを持っていることが発見されたなら、彼らは即刻その地域からはずされると述べた。

## 18. 日タイFTA

(バンコクポスト紙、国内ニュース欄、ページ2、タイ、2007年2月17日付)

日タイ自由貿易協定が、現在の形で締結されたなら、自然種の微生物の特許化への道を開くことになると、生物多様性及び医学の専門家は警告した。

自然種の微生物はタイの農業と薬の開発部門で広く用いられている。

専門家によれば、貿易協定の130条は自然界に生息する有機物の特許出願は、もしそれが特許に必要な新規性、進歩性、産業上の利用性のすべてを備えているなら、拒絶されないと規定している。

同条項では、「両国は、特許出願は、自然界に生息する微生物に関係した出願であるという理由だけで拒絶はされないことに同意する」と規定している。

この条項は、微生物の改良型のみの特許を与えると限定する世界貿易機関の知的財産権に関する規定に優先するかもしれないと、生物資源と社会的共有権の保護を推進する非政府組織であるバイオタイのWitoon Lianchamroon 代表は述べた。

Witoon氏は「自然界に生息する微生物」の定義と特許の要件である新規性と進歩性の定義は、タイ法では依然不明確であると述べた。もし日本の微生物がすべての特許要件を満たしているとの請求があった場合、タイがその有機物の特許を認めないことは不可能だと同氏は語る。

「この問題は我が国にとって重要だ。なぜなら微生物は有機肥料の生産のため小規模農業者の間で広く使われているからだ」と同氏は語った。

微生物により生産された肥料は化学肥料を減らそうとするタイの農業者の間で人気がある。

バイオタイと国家人権委員会生物資源作業グループは協同で記者会見を開き、政府はタイ日自由貿易協定から同条項の削除と東京との協定締結の決定を延期するよう政府に要求した。

チョラルンコン大学のソーシアル・ファーマシー研究ユニットのJiraporn Limpananont氏は、自らも自由貿易協定第130条(3)の規定はWTOの規定に優先すると考えたと述べた。

加えて、本条項は微生物の特許化を禁止しているタイ法に抵触すると同氏は語る。

「微生物は自然界に生息するが、薬品の開発に多用され、まだ知られていない多くの種類がある。それゆえ、何人もその所有権を主張するのは理不尽だとJiraporn 女史は語る。

知的財産局のPuangrat Asavapisit長官はこのグループの懸念は聞くに値すると述べた。

自然に生息する微生物の特許化はタイ知的財産法で禁止されていると知財局長官は語る。しかしながら、タイ日FTA実施の準備の中で、微生物の特許化に対応する新法制も導入されるだろうと同氏は続けた。

## 19. 国内製薬会社、タイ法は多国籍企業を優先すると発言

(バンコクポスト紙、国内ニュース欄、2ページ、タイ、2007年2月17日付)

保健推進活動家は知的財産局が、タイの製薬業者より多国籍製薬会社の利益を擁護していると主張した。

同局は主に特許法を特許権者である多国籍製薬企業の保護のために用い、国内製薬業者の不利益を無視していると、チョラルンコン大学のソーシアル・ファーマシー研究ユニットの研究者Jiraporn Limpananont氏は述べた。

「知的財産権とデータ保護に関する規則と規定は少なくとも国内産業の成長を可能にしなければならない。」と、特許法が国内製薬産業に与える影響に関するセミナーでこの研究者は述べた。

現在、国内のジェネリック薬製造業者は、製造技術や特許の消滅日等の特許薬に関連したデータにアクセスすることができない。これは特許が消滅した際、国内の製薬会社がジェネリック薬を製造販売する能力を限定してしまうと同氏は述べる。

同氏によれば、特許が間もなく消滅するとき、薬のジェネリック薬を製造する行為はボーラー条項で確保されている。この条項により特許が消滅すると同時にジェネリック薬製造業者は製造と販売を開始できる。

Jiraporn氏は1992年に特許法が施行されて以来、タイのジェネリック薬製造業者にとって成長の機会が存在している。インドと中国では、国内業者を優先する知的財産行政により、製薬業はブームとなっていると同氏は述べた。

DIPのWiboonlasana Ruamraksa副長官は、国内のジェネリック薬製造業者は単に安価なコピー薬を製造するだけでなく、自分たちの研究開発を進めるほうがよいと忠告する。

タイ製薬製造者協会のChernporn Tengamnuay会長は、製薬業に関する国家政策は、国営の製薬事業者である政府製薬機関(GPO)に特権を与えていると語る。これは終わりにすべきだと同氏は言う。タイ製薬企業の研究開発計画を阻害する特許関連問題を解決するため、同法の改正を検討しているDIPに対しても、同氏は促進を促した。ジェネリック薬製造の障害が排除されない限り、薬の入手の困難さは続くと会長は警告した。

保健省は抗レトロウイルス薬エファビレンツと心臓病治療薬カレトラとプラビックスの特許保護を破ったばかりである。

保健省はその決定に至る経緯を説明した80ページに及ぶ白書を発行したところである。モンコン・ナ・ソククラ保健相は、この動きはWTOの知的所有権の貿易関連の側面に関する協定に沿ったものであると述べた。

## 20. タイ、薬品の高価格に辟易

(ロイター通信、2007年2月19日付)

もし製薬大手が大幅に価格を引き下げないなら、タイはガンや心臓病を含む多くの薬品の国際特許を無効にするだろうと保健相は述べた。

「我々はこの問題を5年間も検討してきた。もう十分だ。」と大手製薬会社の特許に対し、近年で最大のチャレンジを指揮しているモンコン・ナ・ソククラ保健相は述べた。

発展途上国としては初めてとなる、政府による強制実施権の発動により2つのエイズ薬と心臓病のジェネリック薬の製造が認められて以来、製薬大手との価格交渉が「楽になった」と大臣は述べる。

「もし彼らが薬の価格を我々が望むくらいまで下げるなら、強制実施権を発動する必要はない」とモンコン大臣はインタビューで述べた。しかし製薬大手のメルクにとっては遅すぎた。メルク社の抗エイズ薬エファビレンツに対し11月に強制実施権が発動され、同社は先週タイでの販売価格をほぼ半額の1ヶ月1人の服用に対し700バーツまで引き下げた。

「強制実施権発動以前に価格が引き下げられていれば、よかったのに。なぜ製薬会社は我々が行動を起こすまで待っているのだ」と大臣は述べ、強制実施権は継続していると述べた。

インドの製薬メーカー、ランバクシー・ラボラトリーズ社からのエファビレンツのジェネリック薬16,000本が今月タイに到着し、これは66,000本の契約の一部であると大臣は述べた。

タイの軍人主導の政権が保健政策のためコピー薬の製造販売を認める強制実施権を発動した事は、世界貿易機関の規則により合法的ではあるが、事前に知らされなかった製薬会社を驚愕させた。

「このような行為は世界のどこでも全く前例がない」と、タイで国外の38の製薬会社を代表する業界のロビー団体が先週発言し、このほかの11の薬品も検討の対象とされているとの懸念を付け加えた。

モンコン大臣は、数は挙げなかったが、抗がん剤、心臓病薬、その他、タイでの死亡の主原因となる病気の治療薬などの「必要不可欠な薬」についても検討を進めていると述べた。一方大臣は国外での強力な批判に直面している。ウォールストリート・ジャーナルは先週、「タイの泥棒」というタイトルで社説を発表した。国内では政府の施策への世論調査で大臣は最高の支持を得た。

モンコン大臣はタイがこれ以上の強制実施権を発動したら新薬をタイ市場から引き上げるといふ脅しをやり抜くとは考えないと述べた。また、製薬会社が新薬の研究開発のため多くの投資が必要であり、そのため薬の価格が高いのはやむを得ないという業界側の主張も否定した。

「研究開発が高くつくのではなく、マーケティングにコストをかけているのだ」と大臣は述べ、愛読書の1冊である「The Truth About the Drug Companies」について触れた。この本の作者によれば、製薬業界は「巨大なマーケティング・マシン」であり、「政府が支援する研究と独占権に依存して成り立っている」。

## 21. 政府はFTA交渉の継続を指示

(バンコクポスト紙、タイ、2007年2月21日付、ネーション紙、タイ、2007年2月23日付)

内閣は日タイ自由貿易協定についてさらに東京との交渉を継続し、有害な廃棄物の輸入や微生物の特許の問題などをクリアにするまで、一切署名しないように担当者に指示した。

この決定は、学者と国家立法評議会(NLA)のメンバーが、この協定を現在の形のまま署名しては、日本の有害廃棄物をタイに持ち込む道を開くだけでなく、タイの農家や薬局が日常的に使用している微生物の特許を認めてしまうと警告したのを受けたものである。

タイの交渉団の団長を務める外務省常任秘書次官のPisan Manawapat氏は昨日、内閣は外務省が、バンコク政府は「両国の代表者が有害ごみの輸入と微生物の特許について懸念を解消しない限りサインしない」と東京に知らせることに青信号を出したと述べた。

Pisan次官は、タイの交渉団は日本政府に我々の心配を理解してもらうよう最大の努力を払うであろうが、協定の文面変更を日本に納得させる事は容易ではないと認めた。

「我々は日本側も国民の合意を得て協定を執行させたいと望むと信じており、日本が

らの色よい返事を期待している」と同次官は述べた。

内閣は交渉団に、論争の的となる2つの議題を解決後に、最終承認を得る段階になってから協定を内閣に送付するよう指示した。ピサン氏は両国がすべてのハードルをクリアし、4月末までにFTAに調印することを期待している。

NLA国民参加委員会メンバーのSurichai Wungaeo氏は、東京との交渉をさらに継続するという政府の決定を歓迎し、この動きは政府が本当に国民の懸念を留意している事の表れだと述べた。しかし同氏は、政府が交渉の進展を逐一国民に開示し、透明性を保つよう要請した。

「重要なのは結果ではなく過程である。貿易交渉は多くの危険を伴っており、この問題は特定のセクターのみにより取り扱われるべきではない」と、チョラルンコン大学の政治学者のスリチャイ氏は述べた。

しかし、国家人権委員会の知的財産権小委員会のBuntoon Srethasirote氏は、政府は協定の締結プロセスを一時棚上げし、日タイ自由貿易協定の全文を改定すべきだと主張した。

国家立法評議会(NLA)は首相に嘆願し、政府はNLAが協定の内容を検証するための十分な時間を与えてないとの理由で、日タイ二国間貿易協定の締結を内閣が承認したことを撤回するよう求めた。

NLAメンバーのTuenjai Deetes氏は日タイ自由貿易協定(JTEPA)の全文をまだ見ていないと述べた。この協定は微生物の特許化を反対勢力に認めることになり、日本がタイに有害物を投棄することを許してしまうと、幾つかの非政府組織が反対し話題となってきた。

Deetes氏によれば、NLAのメンバーは、スラユット・チュラノン首相に手紙を出し、この問題をNLAで論議するため差し戻すよう求める署名を集めている。

## 22. 偽造商品への連携対策

(ネーション紙、タイ、2007年2月21日付)

タイの主要なコンピューター製造業者と販売業者が警察と連携し、バンコクで模倣品の摘発を進め、1,000個の模倣品100万パーツ相当以上を押収した。

ヒュレット・パカード、キャノン株式会社、ブラザー・インダストリー、サムソン・エレクトロニクス、セイコー・エプソンの法的代理人が最近、チャン通りにある製造工場と倉庫を押収した。

これらの会社の法律顧問を務めるティラキー・アンド・ギビンス・インターナショナルは、昨日、主要な押収品は偽造されたトナーとインク・カートリッジであると述べた。

逮捕者は商標侵害で起訴され、最高で40万パーツの罰金及び/又は4年の懲役を命ぜられる。各社の代表は模倣品市場を無くすため警察との協力を続けると述べた。

「市場に出回る疑わしい商品の出所や品質について消費者がだまされないようにという配慮から警察が動いたことに感謝する」と代表の1人は述べた。警察は疑わしい製品の製造者及び販売業者に対するキャンペーンをさらに進めるだろうと同氏は述べた。

## 23. 偽物の電池でモトローラ社困惑

(バンコクポスト紙、データベース欄、ページD2、タイ、2007年2月21日付)

モトローラ社の双方向ラジオ (two-way radio) 製品の国内販売マネージャーの Tongpipat Poshyananda氏と流通部長のAlbert Wong氏は独占インタビューの中で、この業界では2つのタイプの海賊版があると説明した。

1つは価格が安いいためユーザーは模倣品と知って購入する場合で、他方は知らないで購入する場合だ。

「ある政府機関が大きな契約の一部で偽のラジオを提供された。電池は2時間しか持たず、電池とバッテリーがすぐにはずれてしまった。我々が教え助けることで、これ以上騙されて模倣品を買わないようにしてもらいたい」とトンピパット氏は述べた。

Wong氏は90年代初めよりタイはモトローラ社の重要な市場であったと説明した。今回の訪問は中国での侵害事件への対応のためで、中国のある会社がモトローラ社のラジオのデザインをコピーしただけでなく、大胆にもコピーしたデザインを特許出願した。実際にはこの書類が、モトローラ社が侵害を摘発することを容易にした。

モトローラ社はタイで、ウォーキー・トーカーから企業レベルのコミュニケーション・ソリューションまで、様々なラジオを販売している。双方向ラジオのうち政府の認可した周波数を必要とするものは黒色で政府機関や石油とガス探索用に販売される。他はあらかじめ周波数が設定され、一般市場用に赤色で売られる。

「低価格のため模倣品と知って購入する人に対しては、我々はより一層努力し、保証を加え、サポートやアフターケアのネットワークや宣伝効果で価値を高めるのみだ」と Wong氏は述べた。

#### 24. IIPAはタイの優先監視国入りを望む

(ポスト・トゥデイ紙、ビジネス・マーケット欄、ページB3、タイ、2007年2月23日付)

国際知的財産権アライアンス(IIPA)は、米国通商代表部に、タイが依然として高い海賊版比率を保つため優先監視国に移すべきとの提案を行う。知的財産局のPuangrat Asavapisit 長官は、DIPではUSTRに送付してもらうため、在タイ米国大使館に提出する報告書を作成中だと述べた。この報告書はスペシャル301条でのUSTRの判断を助けることであろう。

#### 25. マヒドンの研究者、米国からの特許取得

(クルンテープ・トラキット紙、発明欄、10ページ、タイ、2007年2月26日付)

マヒドン大学の研究チームは14年の研究の後、歯周病(歯茎の病気)治療の補助として使用するAndrographis Paniculata Gelの特許を取得した。このジェルは輸入薬よりもずっと値段が安い。同チームでは引き続きヨーロッパとアジアで登録を行う。

#### 26. 偽物バイアグラ広く出回る

(ネーション紙、ビジネス欄、ページ3B、タイ、2007年2月26日付)

製薬会社のファイザーは、同社の精力剤バイアグラの偽物がタイの多くの観光地で非常に出回っていると見ている。ニューヨークに本拠を置く同社は最近知的財産局に不服を申し立てた。

ファイザー(タイランド)が行った調査によれば、国内で販売されるバイアグラの50%

以上が偽物で、同社の特許を侵害している。バンコクで調査した46の店のうち24カ所で偽のバイアグラが販売されていた。この状況は観光地ではさらに悪くなる。ファイザーはプーケットでは20店舗のうち14店舗で、コサムイでは21店舗のうち16店舗で、パタヤでは36店舗のうち33店舗で、それぞれ偽物が販売されていた。

知的財産局Puangrat Asavapisit 長官は、ファイザー(タイランド)より知的財産局が海賊版の薬を制圧するよう求めがあったと述べた。同局はファイザーのバンコク代表と先週会議を持った。

ファイザーのタイとインドシナのマネージャーであるManu Sawangjaeng氏は、バイアグラの偽物が国のイメージに悪影響を与え、消費者の健康に深刻な被害を及ぼすと警告した。

Puangrat長官は、知的財産局はこの問題で特別捜査局と協力すると述べた。食料薬事局はこの問題を解決するため国内のすべての薬局を厳重に査察する。

薬の模倣品は多くの国、特にタイ、中国、インド、パキスタンで増加している。

Puangrat長官は消費者もバイアグラのような薬を購入する際は注意すべきだと述べた。特許薬はジェネリック薬より高い。バイアグラのほかに偽物が出回っているのは、精力増強剤、心臓病、コレステロール、ガン治療薬だ。これらはインターネットで販売されることも多い。

## 27. タイは日本とのFTA再交渉はせず

(アジア・パルス、2007年2月27日付)

タイは日本との自由貿易協定の最終案に対し、どの部分に対しても再交渉はしないと、ニット・ピブソンクラム外務大臣は強力なジャパン・ビジネス・アソシエーションに対して述べた。

ニット大臣は、タイ政府は、国家立法議会のメンバー、学者、NGOから再考の要求が出ている日本との貿易と投資を自由化するという約束を堅持すると、日本の経済界の重鎮に述べた。日本はタイの最大の輸出国であり、投資国である。

FTAへの反対者は提案されている協定は産業廃棄物のタイへの持込と、タイ特許法で微生物の発明を保護する道を開くことになると心配している。

「我々は日本側に、この交渉で協定の問題箇所の共通認識を得て、それを文書化し、だれからも誤解を得ないようにしたいとお願いしているだけだ」と、ニット大臣はジャパン・ビジネス・アソシエーション即ち経団連との昼食会のスピーチで述べた。

大臣は、日タイ経済連携協定が締結の前後で国民の反対や抗議を受けずに進めば、両国の相互利益となると述べた。大臣は経団連がこの問題の解決に協力し協定が速やかに締結されることを望むと述べた。

## 28. タイは遺産の保護を目指す

(ネーション紙、国内ニュース欄、ページ2A、タイ、2007年2月27日付)

タイはWat Pra Chetupon Wimolmangalaram で教えられる2000年の歴史を持つ伝統的タイ式ヨガの像と碑文を2009年にユネスコの世界遺産(MOW)の登録に提案しようとしている。

これは、昨年、日本の一会社により特許庁(JPO)で商標として登録されたルーシー・

ダットン（仙人ヨガ）を含み、世界遺産となれば以後特許論争に巻き込まれることがなくなる。

バンコクの同寺院での会議で、世界遺産計画の国家委員会の委員長であるKhunying Maenmas Chavalit教授は、Wat Pra Chetupon Wimolmangalaram は国内で最初の大学でラーマー世(1782-1809)の命により設立された。

昨年の年初に、日本のビジネスマン古谷暢基氏が、タイ式ヨガ学校とタイ式体操の自習本/雑誌の2件それぞれに「ルーシー・ダットン」という商標を出願し、JP0により登録されたというニュースはタイ国内で大きな波紋を呼んだ。

多くの者はこれをタイの伝統的知識に対する知的財産権の侵害と見なし、知的財産局が商標の取消しを東京サイドに申し入れる結果となった。

MOW計画国家委員会は現在、ラーマ五世により制定された102年前の奴隷廃止の文書をMOW計画に加えるよう申請の手続き中である。

同委員会の最初の成功例はランカムヘン大王の最初の碑文を2003年10月にMOW計画に登録したことだ。

ユネスコは1992年に世界中の貴重な古文書や図書館の蔵書を忘却から守り、その普及を図るためMOW計画を打ち立てた。

## 29. 米国ブランド、タイの海賊版実態を批判

(ネーション紙、ビジネス欄、ページ1B、タイ、2007年2月28日付)

米国通商代表部の最近のレポートによれば、アメリカの大手ブランドのリーバイス、マルボロ、LM、アジア衛星ケーブル放送協会、米国アパレル・フットウエア協会は、模倣が深刻化しているとの理由で、米国政府がタイを優先監視国に格下げするよう要求した。

タイは現在、知的財産権侵害に対する取組みで成果が限られているとして監視国に入れられている。USTRはこの知的財産侵害のレベル別の再評価を4月に発表する。

もしタイが監視国から優先監視国に移されると、USTRは、米国の一般特惠関税制度や貿易制裁措置の面でタイ国の処遇を検討することになり、困難が予想される。

USTRに提出された書簡では、タイで世界最大手のブランド名の1つであるLevi Strauss & Coは厳しい態度をとった。この状況は同社の国内、国際ビジネスを傷つけている。書簡では、タイが模倣品の生産拠点であり、侵害品の主要な輸出国であると述べられている。

同社ではリーバイスのブランドの模倣品はバンコク首都圏の多くの小売流通ルートで発見されたと報告している。「タイ法は著作権侵害者の摘発に失敗した」と同報告書では述べられている。

世界のタバコ会社大手で、マルボロとLMのメーカーであるフィリップ・モリス・インターナショナルは、タイ当局は国内、特に国境通過の貿易で、タバコの偽造と密輸を摘発できなかったと述べた。

アジア衛星ケーブル放送協会(CBSAA)はタイの有料テレビ産業の状況は混乱しており、深刻な知的財産侵害に直面していると述べた。政府はケーブルテレビ事業のライセンス化または侵害を減らすための法の適用に失敗したと同協会は述べている。

知的財産局は、政府は知的財産権保護のため活動しており、海賊行為はここ10年間で確実に減っていると弁護した。

## シンガポール

### 1. ネット上の海賊版の危険性周知キャンペーン

(ストレイトタイムズ紙、シンガポール、2007年2月1日付)

今年の反海賊行為一般教育はオンライン海賊版の弊害への意識高揚に焦点を合わせる。このキャンペーンで対象とされる主要な層は学生とプロである。

4月に開始される予定のキャンペーンは世界的財産 (World IP) デーとも重なると、シンガポール知的財産局 (Ipos) の Liew Woon Yin 長官が述べた。

当局は「海賊版フリー」のライフスタイルを推進するため、広く行き渡り、多くの接点を持つ計画を進めている。「強力な知的財産体制が IP 経験に富んだ文化の支持を必要としている」と、Liew氏は述べた。

Iposからの発案の1つは、政府機関、IP 産業組織、民間企業からなる知的財産尊重 (HIP) アライアンスの結成である。

彼女は、「人々に「本物を愛す」ことを訴え、IP を尊重し、海賊版フリーの生活を送ろうとする強い信念を持った世代を育てることを目指している」と述べた。IP 十字軍は海賊版フリーのライフスタイルを誓う7,000人以上のメンバーの署名を既に得たと述べた。

### 2. ビデオゲームのメーカー、違法ソフトの使用で摘発される

(ストレイトタイムズ紙、シンガポール、2007年2月10日付)

今朝、ビデオゲームの開発会社が、違法ソフト使用の疑いで摘発された。

この事件は皮肉な一面を持っている。なぜなら、この会社が元々ソフトの海賊版の悪影響に対し常日頃、自己防衛していた産業の一端を担っているからだ。

警察のスポークスマンは刑事捜査局知的財産権部の担当官が、著作権侵害が疑われるソフトを入れたサーバー2台、デスクトップ8台、ノートブック14台、CD-ROM3枚を、オーチャード通りの会社から押収したと発表した。

ビデオゲーム産業の組織であるエンターテインメントソフト協会の代表者の Cyril Chua 氏は、もっと嘆かわしく許せないことは、ゲーム産業会社が販売用の知的財産をつくるために違法ソフトを使用していたことだと述べた。

国際ゲーム開発者協会のシンガポール支部スポークスマンの Allan Simonsen 氏はこれに呼応し、「これは全く皮肉なことだ。自分がソフトを作り出す業界にいるなら、他人のソフトを違法に使用すべきでない」と述べた。

昨年、ソフト産業の監視役であるビジネス・ソフトウェア・アライアンス (BSA) に、この会社の侵害疑惑の密告があったと、反海賊対策アジア部長の Tarun Sawney 氏が述べた。

BSAは密告者のために電話とe-mailのホットラインを設置している。事件を裁判に持ち込み勝利した場合、情報提供者に最高で1万ドルまで支払うことが知られている。2005年1月に著作権法が強化され、ライセンスのないソフトを商業目的で利用した場合、刑事罰が下されるようになって以来、警察に摘発された2番目の会社となった。

### 3. シンガポールはソフトウェア海賊版対策の模範生

(チャンネルニュース・アジア、2007年2月21日付)

ビジネス・ソフトウェア・アライアンス(BSA) は、これは啓蒙活動と強力なエンフォースメントを通じたシンガポールのキャンペーンによるものだと述べた。

知的財産保護の運動の一環として、シンガポールは2005年にソフトの海賊行為を刑事罰の対象とした。シンガポールはソフトの海賊版対策でアジア太平洋地域の模範国と言える。

1年前、同国は侵害者PDM Internationalを成功裏に起訴し、法廷へ送った。現在は別の会社をソフトの偽造で追跡中である。

BSAの反海賊版対策部長のTarun Sawney氏は、「警察とシンガポール政府が起こした行動は人々の心に届き、IPはシンガポールにとって重要であり、尊重しなければならないと国民の心を切り替える役割を果たしたと考える」と述べた。

ソフト産業の業界大手を代表するBSAは、当局の行動は合法的な立場をとる会社の中に高い意識を作り出すことに成功したと述べた。

「シンガポールの良いところはほとんどの会社が自主的に法を守るという点だ。時たま、(法を遵守しない)会社に出くわすが、ひとたび経営者にこの問題を持ちかけると、彼らのほとんどは責任を持って適切に対処し、合法的に是正される」とSawney氏は述べた。

研究によれば、海賊版率で10%の減はシンガポール経済に7億7,000万米ドルの利益増をもたらし、3,700件の新規雇用を生み出すと言われる。

より意識を高め、海賊版比率を下げるため、BSAは一般への啓蒙を継続すると述べた。

#### 4. 海賊版の情報提供、増加へ

(ビジネス・タイムズ、シンガポール、2007年2月26日付)

シンガポールの著作権法の改正と反海賊版ホットラインの設置以来、企業のソフトの海賊行為に対する情報提供が急激に増加しているとBSAは認めた。

恐怖と欲望と怒りが社内で違法ソフトを使用しているシンガポール企業の社員にますます社内告発を促している。

ビジネス・ソフトウェア・アライアンスでは独自のホットラインやウェブサイトを通じ、シンガポールの厳格化された著作権体制をあなどる企業についての情報を月間127件ほど受けている。現在の月平均件数は反海賊版取引対策グループが2004年に受けた、年間50件にも満たなかった件数のほぼ3倍に近い。

2005年1月に施行された、シンガポール改正著作権法の下では、個人と企業は違法ソフトの使用で刑事と民事の裁判という二重苦に直面させられる。

マイクロソフトやアドビ・システムのようなIT巨人を含む20以上の会社を代表するBSAのようなソフトウェアのメーカーや団体にとって、以前は、民事裁判が唯一の戦う手段だった。改正に伴い、BSAは著作権侵害の報告を受け付けるホットラインを開設し、摘発が成功した場合は情報提供者に賞金としてこれまでの倍額の最高2万米ドルを提供することにした。

BSAアジア反海賊版対策部長のTarun経営者によれば、同グループは過去2年間でホットライン(1-800-33-33-999)に1,700件の通報を受け、ウェブサイトではさらに1,200件の情報を得た。「商業目的のために意図的に著作権を侵害した企業は刑事犯罪であり、ライセンスのない偽造ソフトを使ってビジネスをする事は違法であるという認識が浸透し、

情報提供の件数は確かに増加した」とSawney氏はBizIT に語った。

しかしながら、すべての情報提供者が懸賞金に釣られてくるわけではない。彼らの中には「自分たちの雇用者は無許可で海賊版のソフトを使うべきではないと強く感じたため」、あるいは「本物のソフトを使おうと彼らが訴えても経営者が聞く耳を持たない」ため、情報を提供してきた者もいるとSawney氏は述べた。

BSA が委託した調査によれば、シンガポールの海賊版率は2005年に40%となり、近年で最低の率であった。これは前年度より2%低くなり、ソフトウェアの海賊版率で世界で最も侵害率の低いトップ20カ国の中に、シンガポールが初めて仲間入りすることとなった。

## フィリピン

### 1. 上院、薬の入手を容易にする第2263号法案承認

( *Hechanova Bugay & Vilchez*法律事務所、2007年2月1日付)

上院は、フィリピンで薬を手に入れ易くするため、知的財産法典(IPC)の一部条項を修正するための上院法案第2263号の第3回目となる最終読会を終了した。

上院で可決された法案は、1) IPCの第72の3条を修正し、「迅速な作業」原則の採用で、特許の期限が消れた後、直ちにジェネリック薬の製造、販売の準備を認める。2) IPCの第72の1条の修正で、「知的財産権の国際的消尽の原則」を明確に採用する。3) IPCの第159条の修正で、並行輸入に対する商標出願の例外と商号禁止。4) IPCの第26条の修正で、既に特許を受けた現存する物質の新利用法に対し新たな特許を交付する事を不許可にする。5) IPCの第74条の修正で、「政府による発明の利用」について、政府から強制ライセンスの長引く、辟易する手続きを免除する。

「これは国内の製薬市場での競争を促進する最初のステップで、それにより、薬の価格が低下し、人々が入手することが容易になり、人々の健康を保障する」と、法案の提案者であるMar Roxas上院議員は述べた。

ロクサス上院議員は、フィリピン人は良質な薬に対し他国と比べ5倍かそれ以上も支払うべきではないと強調した。

別の発表では、マニユエル・ビラー上院議長は、法案の可決は上院の「人々の健康、教育、その他の必要性の高いものに対し、法案を可決するという決意」の表れだと述べた。

「最終的に、フィリピン人、特に貧しくて薬を購入できない者の重荷を減らす」とビラー議長は述べた。

上院の承認により、法案は両院協議会に付託され、そこで、対案である、下院で提案された下院法第6035号と文案の調整がされる。その後両院の本会議に戻され可決され、大統領の署名を得るため送付される。

### 2. 偽薬は法のエンフォースメントの問題、IPCには関係せず

(*フィリピン・デイリー・インクワイラー*、2007年2月7日付)

フィリピン製薬保健協会(PHAP)は上院法第2263号に反対し、国民が安価な薬を手に入れる道を否定する。知的財産法典(IPC)の改正を目指した本法案は、国内の薬品の価格を引き下げようとするものだ。

本紙への声明(2007年1月23日付)でPHAPは、法案が署名されれば偽薬への門戸を開くだろうと警告した。PHAPはIPCの改正を偽薬のキャンペーンと結びつけようと努力している。しかしながら、特許は同じ品質でより安価な薬をフィリピン人患者が手に入れる道を閉ざしてはいないということを、この改正により確信できる。偽薬の氾濫は特許の問題ではなく、法のエンフォースメント側の問題だ。

PHAPは無責任な行動をとり、問題を混乱させている。貧しいフィリピン人は薬を買えないため、やむなく命を落とし、長引く病気に苦しんでいる。大手製薬会社が利潤追求の前にこの国の人々の健康を第一に考慮すべき時に来た。

立法者はPHAPの要求に屈せず、圧力に負けてはならない。上院下院ともこの問題では超党派での支持を得ている。我々は両院に直ちに審議中の法案を可決するよう訴える。

法案は、貧しいフィリピン人の健康に不可欠で高価な国内製造される薬のジェネリック薬の並行輸入を認めることにより、薬の価格を引き下げ、国民が安価な薬を得るのを外国の製薬会社が妨害しないようにするものだ。

法案のセーフガード策は、ジェネリック薬と外国の製薬会社の特許薬との競争を認めている。これが薬の値段を引き下げる唯一の確かな方法である。これらのセーフガードは他の多くの国で実行され、世界貿易機関のTRIPS(知的所有権の貿易関連の側面に関する)協定により認められている。

TRIPSの下で、特許の独占権がまだ有効なうちでも、フィリピン人は市場で特許薬のジェネリック薬を入手することができ、また、特許消滅後直ちにジェネリック薬の導入を確実にすることができる。

力の限りを尽くし政府に影響を与え、政府が人々の保健への必要性に応えるようにするのを阻止しようとする、PHAPの動きは明白である。我々は立法者の熟慮と決意が公益を優先することを願っている。

### 3. マクドナルドの権利、最高裁により支持される

(ビジネス・ワールド、2007年2月9日付)

最高裁はマクドナルド社の「Mc/Mac」という接頭語の食品業での商標の独占的使用を支持し、セブ島に本拠を置く「MacJoy Fastfood Corp」により16年間ペンディングとなっている商標出願を却下した。

最高裁の第1支部は2004年7月29日の控訴審の決定を覆し、1998年12月28日の知的財産局の審決を支持し、一旦商標が登録されたなら、この場合は「Mac」という言葉だが、その効力は認められねばならない。

「上訴人MacJoyにとって、あらゆる可能な言葉と言葉の組み合わせがある中で、何故に同社社長は「Mac」という接頭語を重要な要素とするマークを選ばねばならなかったのか、疑問を抱かざるを得ない」と、判決文でCancio C. Garcia最高裁判事は述べた。

MacJoyは、この名称は社長の姪のScarlett Yu Carcelという女性が使った彼への愛称であり、1987年12月7日に、セブ島でのファーストフード・ビジネスに初めてMacJoy という名称を使ったが、これは、1992年に同地域にマクドナルドが参入する以前だったと陳述した。

しかしながら、判決では、「「Scarlett Yu Carcel」という名前が「MacJoy」という造語を生み出した必然的関係は全く」ないと述べられていた。

最高裁はまた、商標の法的保護は全国を網羅し、「ある地域、州、市又はバランガイ(最小自治区)に限定されるものではない」と判決で述べた。

MacJoyは1991年3月14日に、初めて「MacJoy & Device」という商標を出願した。これはマクドナルド社より、商標が同社のロゴである、ゴールデンアーチと呼ばれるデザイン化したMの文字とその他のマークに類似しており、消費者を混乱させるとの異議申し立てを受けた。マクドナルド社とMacJoy社からはこれに対する直接のコメントはなかった。

### 4. フィリピン、ワシントンとの海賊版対策条約に署名

(マニラ・スタンダード、2007年2月9日付)

フィリピン知的財産局と米国特許商標局 (USPTO) は両国の知的財産権の促進と強化のための協力条約に調印した。

覚書が交わされた両国知財局の3つの主要な行動は、知的財産保護システムの管理向上、知的財産の法的保護と利用に関する効果の実証、情報の交換と共有化、キャパシティ・ビルディングを通じた専門技術の向上である。

「この技術協力条約は経済発展と成長のため知的財産が持つ重要性への明確な認知である」と、フィリピン知的財産局長官のAdrian Cristobal Jr 氏は声明で述べた。

この調印式は、クリストバル長官が招待されたIPオーストラリア主催のIP意見交換シンポジウムの際に行われた。

「この覚書により我々の米国特許商標局との戦略的提携はエンフォースメント戦略を超え、バイオテクノロジーの特許審査官のキャパシティ・ビルディングや、特許技術の商業化戦略、今日の知識経済社会でIPの重要性への一般認識や教育を高めることを含む」とクリストバル長官は述べた。

USPTOは、特許(主に実用新案と意匠)、商標審査マニュアル、特許商標自動審査ツール、及びその他の近代化プロジェクトの面で技術支援を提供する。

「USPTOはフィリピンと連携するこの機会を感謝している。我々は共に、フィリピンと米国のIPユーザーのため、知的財産権行政の強化に尽力するつもりだ」と、USPTOの長官であり、米国商務省の知的財産担当事務次官のジョン・デュダス氏は述べた。

両機関は知的財産権関連事項の情報を交換し、成功事例などの情報誌の印刷と編纂を行う。両官庁はそれぞれの法、規則、審査官用のマニュアル、ガイドライン、他の文学や統計のような資料、知的財産権事件にかかわる判決や裁定を互いに提供しあう。

#### 5. WTO幹部、薬価引き下げのための施策支持

(フィリピン・ディリー・インクワイラー、2007年2月26日付)

世界貿易機関のPascal Lamy長官は薬価引き下げのための立法措置の支持を表明し、社会の必要性に応じ規則を変更する事は一国の能力の表れだと述べた。

Roxas議員は上院法案第2263号の提案者であり、知的財産法の変更により入手しやすい薬を提供しようとするものだ。

「近隣諸国から低価格で品質の良い薬の輸入を可能とすることは、政府が貧者救済のためグローバル化を如何に利用するか積極的な事例だ」とRoxas議員は述べた。

「私はWTOの長に、この立法は、ドーハ・ラウンドの交渉とTRIPS(知的所有権の貿易関連の側面に関する協定)に沿ったもので、他国で行われている事例に合致するものだと伝えた」と同議員は付け加えた。

上院は今月の初め、通常国会の閉会の前にSB 2263を全会一致で可決し、一方下院では下院法案第6035号を物議をかもした第2読会で可決した。その際下院議会は製薬業界からのロビイストに傍聴席からの退場を命じた。

Roxas議員は、Lamy長官とアセアン諸国間の経済統合や、現在上院の対応を待っている日フィリピン経済連携協定についても論議したと述べた。Roxas議員によれば、Lamy長官はアセアン諸国の地域の一致した発展と競争力の向上や進歩に感銘したとのことだ。

WTOが主催する国際会議、ドーハ開発ラウンドが2006年7月に破綻し行き詰ったため、

多くの国が二国間や地域自由貿易協定に関する活動を活発化させている。

#### 6. フィリピンで伝統的代替医療が奨励される (アジア・パルス、2007年2月28日付)

フィリピン政府の保健分野の研究開発畑官僚が、商業ベースの薬価の慢性的な高さに対抗するため、伝統的代替医療薬の大規模使用を訴えた。

「我々はフィリピン文化に受け入れられる薬を生産する方法を見つけなければならない」と科学技術省の健康研究部門である、フィリピン健康研究開発カウンシル(PCHRDDOST)局長であるJaime Montoya氏が述べた。

この達成のため、伝統的代替医療の開発に向け健康リサーチ能力が開発され、結果的に国内の薬価を引き下げることにつながる。

Montoya氏は例えばインドがなぜ安価な薬を製造できるかと言えば、彼らは研究開発(R & D)に莫大な投資をした。インドは特許薬のジェネリック薬製造のための研究を行い、薬の特許が消滅すると同時にジェネリック薬をずっと安価で直ちに市場で販売する。

国内のジェネリック薬製造者に薬の特許が消滅する2年前からジェネリック薬を開発させねばならない。そうすれば薬の特許が消滅した後、直ちにずっと安価なジェネリック薬を市場で販売できると、Montoya氏はポラー条項を引用し、こう述べた。

Montoya氏は国内の健康研究開発は必要な支援と能力に欠けていると認めた。保健リサーチには「より多くの資金」が必要である。

さらに、この国は世界保健機関が保健リサーチへの出費を5%と設定した指標に全く届いていない。保健リサーチには生物工学研究、発見、診断、治療の新方法の発見、健康問題に答える技術、保健システム研究、より良い保健サービス提供のための保健システムの強化、保健に関する立法の根拠となる保健施策研究が含まれる。

## インドネシア

### 1. インテル社インドネシアの服飾メーカーに商標で勝利

(ファイナンシャル・タイムズ、2007年2月2日付)

インテル社はインドネシアで法的勝利を収め、これにより我が国は知的財産保護の世界的動向に歩を合わせる事となった。

実際には、当地のインテル・ジーンズ製品はエレクトロニクス・チップとは全く類似性がなかったが、世界最大のチップメーカーの著名商標としての権利を保護する理由で、最高裁はこの国内服飾メーカーの国内商標を取り消した。

「これはインテルにとって喜ばしい決定であるが、まだ法廷で商標を認められていない他の著名なブランド名にとっても、同様に良い決定である。これはインドネシアが国際的な義務を果たしていく上で非常に積極的な前進である」とジャカルタ在住の法律コンサルタントのSarah Holder氏は述べた。

インテル社は他のインドネシア企業と「Intel」の名前の使用で13年に及ぶ法的戦いを継続中である。弁護士と知的財産専門家は、知的財産権保護がインドネシアの文化の中で十分に実施され、国外投資家がインドネシアの市場に信頼を持つまで、まだ何年もかかるだろうと見ている。

ビジネス・ソフトウェア・アライアンスによれば、インドネシアで使用されているソフトの87%は偽物である。同業界によれば、これにより概算2億8,000万ドルの収益減となり、ベトナム、ジンバブエに次いで最悪だ。

インテルグループのアジア太平洋地域の法律顧問、ジョン・マセソン氏は、インドネシアは他の多くのアジア諸国と比較し、「カーブにさしかかっている」と述べた。「インドネシアがIP保護を向上させるためシステムを改善し、決意を高めている事は疑う余地もない」と彼は言った。「しかし、エンフォースメントが法の文言より遅れている」。

### 2. 地理的表示登録製品、PPを待つ

(ビジネス・インドネシア、2007年2月13日付)

正義と人権省の知的財産権局では、今年度、地理的表示製品の登録を目指している。なぜなら、この登録に関する政令(PP)が大統領の署名を待つばかりとなったからである。

正義と人権省知的財産権局の商標部長、Emmawati Junus氏によれば、PPは大統領府に届き、大統領の署名を待っている。

もし大統領がPPに署名すれば、農産物及び工業製品の地理的表示登録が今年度行われる。

「商標局は登録出願を受け付け、担当官は地理的表示製品がありそうな地域への普及を始める準備をしている」と彼女は述べた。

地理的表示製品はその地域の気候や人的資源により特定の地域のみで生産される物産である。

エマワティ氏は続けて、商標局は地域に啓蒙するためコーヒー、チョコレート、タバコ、胡椒の組合と連携をとるだろうと述べた。「製品は海外で人気があるため、法的保護を受けるため登録される可能性がある」

正義と人権省知的財産権局で、農業局や他の機関との協力を得て行った調査によれば、多くのインドネシアの農業、手工芸製品は地理的表示議論により保護される可能性を持つ。

### 3. 知的財産権、インドネシアでは依然不確実 (ジャカルタポスト、インドネシア、2007年2月16日付)

昨年知的財産権対策で米国がインドネシアのレベルを格上げした際のおほめの言葉にも係わらず、政府は知的財産権の保護に関し依然やるべき課題は多い。

政府の海賊版対策が功を奏し、米国通商代表部は昨年11月にインドネシアを優先監視国から監視国に格上げした。しかしながら、政府は、中小企業の間での知的財産権への取組み、特に意匠登録を推進する点で、他の多くの国々に遅れをとっている。

2006年には、大企業の意匠登録が4,899件だったのに対し、中小企業で意匠登録をしたのはわずか27社だった。

企業は意匠の登録には60万ルピア（約66米ドル）を支払い、9ヶ月待たねばならない。商標登録では45万ルピアの支払いで14ヶ月、実用新案登録で57万5,000ルピアの支払いで36ヶ月それぞれ待たねばならない。しかしながら、特許登録にはずっと長い期間と何百万ルピアも使わねばならない。

一方、個人の著作権の登録手数料は75,000ルピア、企業の著作権は15万ルピアで、手続きにかかる期間の限度はない。

政府は近時、知的財産権の重要性を強調するキャンペーンを行っている。Ansori氏によれば、特許局は意匠の登録費用の50%のディスカウントを行っている。

「知的財産権制度では、登録手続き中の出願者は予備的保護と言われる保護を受け、特許証の交付まで待つことなく事業を継続できる」と同氏は説明する。これは多くの企業が信じている事の逆だとも付け加えた。

協同組合中小企業省からの最新のデータによれば、現在国内の中小零細企業の数には4,500万社であり、7,800万人の労働者を抱えている。それらは2006年のGDPの54.2%を占め、1兆4,800億ルピーに相当する。

Ansori氏によれば、政府は知的財産権の問題を非常に深刻に捉えている。

「知的財産法のエンフォースメントにより約500人の著作権侵害の容疑者逮捕につながった」しかし同氏はこれらの容疑者の何人が実際に起訴され、刑務所に送られたかは明らかにしなかった。

ほとんどの侵害者はショッピングセンターで海賊版VCDとDVDを販売する小売商である。知的財産法によれば、侵害者に対する最大の量刑は懲役7年及び/又は50億ルピアの罰金だ。

## ベトナム

### 1. 知的財産侵害者、食品衛生対策が2007年のターゲット

(タイ・ニュース・サービス、2007年2月6日付)

市場管理者は2月5日、ハノイでの会議で、2007年には知的財産権の侵害と食品の安全と衛生に関する規則の取締りを行うと述べた。

為政者は市場で取引される商品の品質をより厳重にチェックし、同時に、密輸品の輸送と取引のモニターを強化すると述べた。

通商省市場管理局は、密輸行為、偽造商品取引、詐欺取引が2007年は外国商品の流入により手口が巧妙になるのではないかと恐れている。

### 2. 中国正月(Tet)と模倣商品との戦い

(タイ・ニュース・サービス、2007年2月13日付)

伝統的な中国正月(Tet)が近づき、商品、特に食品と食材の需要が高まっている。しかし、模倣品に対する一般の関心は高い。今年は、企業と生産団体は多くの高品質の新製品を市場に出している。ハノイのハイファ菓子製造会社(Haihaco) は40の新製品を旧正月向けに発売し、その菓子出荷量は昨年同時期に比べ3 - 4倍の増である。Haihacoは消費者の手に商品を届けたいとの願いから商品フェアに参加した。

Haihacoは著名な商標で、その製品は模倣される。アルコールも旧正月中違法にコピーされやすい商品の1つで、会社はそれらのデザインを変えるなどして、侵害予防に大いに注意を払っている。

ハノイのDong Xuanアルコール・エージェンシーの支部長のDo Tuan Hai氏は、今年は模倣品が多く出回っているためか、消費者は白ワインを好むようだと言った。客は輸入物の中国ワインより国内産を依然、好んでいる。

ハノイ市Hai Ba Trung、Tran Khat Tran通りにあるPhuc Locミートパイ製造会社のPham Trung Dung氏は、Phuc Loc社は商標をつくり、近い将来商品を輸出したいと言った。事業者はそのモデルの著作権を登録し、模倣されないようデザインを変更すべきだ。

安全で衛生的な食品という問題をどのように解決するかは複雑だ。彼らは商標を保護し、生産を増加するため当局に助力を求めている。

最近のVOVニュースとのオンラインによる対話で、保健省の食品安全衛生局のTran Dang 氏は、個々の消費者は本物と偽造品の違いを学ばねばならないと言った。

### 3. ベトナムとEC、IP訓練センターをハノイに立ち上げ

(ベトナム・ニュース・エージェンシー・ブルティン、2007年2月27日付)

ベトナムと欧州委員会(EC) は知的財産権保護協力枠組みの中で訓練センターをハノイに開設した。

2月27日の開所式には科学技術副大臣のLe Duc Tien氏と在ベトナムEC代表大使のMarkus Cornaro氏と関連するベトナム機関の代表が参加した。

Le Duc Tien副大臣によれば、ECAP II の下でのECとベトナムのIPR協力プロジェクト

は2005年3月より効果的に実施され、ベトナムのIP管理システムの発展に実効を上げており、国内のIPエンフォースメントの能力向上に貢献している。

IP訓練センターは国家知的財産局(NOIP)とEC-ASEAN 知的財産権協力プログラム(ECAP II) 共同事業で、NOIPの職員やベトナムの株主のIP知識を向上させる目的である。

NOIPのほか、ベトナムの他のIP機関、人民最高裁判所、市場管理局、科学技術省、ベトナム著作権局、ホーチミン市の経済警察と科学技術局も、それぞれのIP行政を円滑化させるための情報技術機器を提供された。

ECAP IIの援助を受けた20万米ドル相当の装置一式を使い、IP機関では職員のための室内での教育、セミナー、ワークショップを企画できる。これらの機器は国際的なIPデータベースへのアクセスを容易にし、NOIPや他のIP機関からの職員がIPの権利の審査に要する時間を短縮するであろう。

ベトナムのIP機関は、近日中に供用開始される地域のデータベースを利用し、国内外のIPR保持者の権利保護を助けることができる。

訓練センターのIT機器への資金提供はベトナムのIPを推進させようとするECAP IIの努力の一環だ。150万ユーロの資金によりベトナムで2005年3月に開始されたこの設備は、ECAP II予算の最大の実施例となった。

## インド

### 1. 2月20日より、植物品種の登録開始 (ビジネス・スタンダード、2007年2月6日付)

2001年植物品種と農業者の権利保護法に関連して、植物品種保護の sui generis システム（独自に進化した固有のシステム）による登録が今月の第3週から正式に始まる。

この目的のために2005年11月に設置された植物品種と農業者の権利保護局 (PPV&FRA) は、2月20日から12品種の書類の準備と登録を始めた。

これらの作物は米、麦（パン用小麦）、トウモロコシ、ソルガム（インド名 jowar ）、インゲン豆（インド名 rajmah）が含まれる。

これらの作物の品種をこの権威をつけて登録することにより、海賊版に対する国際的に認められた保護が与えられる。知的所有権の貿易関連の側面に関する協定 (TRIPs) は各国に植物品種の特許を進めるか、 sui generis システムでの保護を与えるか、どちらかの権限を与えている。インドは後者を選択し、2001年植物品種と農業者の権利保護法を可決した。

2005年にこの目的のために設置された機関は、ニューデリーに本拠を置く、インド農業リサーチ研究所の元所長の S Nagarajan 氏が長を務める。

### 2. ドイツは再生可能なエネルギーと I P R でインドとの協力を熱心 (アジア・パルス、2007年2月7日付)

ドイツは知的財産権の相互協定のほか、再生可能エネルギーと省エネ製品の分野でインドとの協力を熱心である。

ドイツ教育リサーチ相の Annette Schavan 氏は、他の15名の代表団と共に、火曜日に Kamal Nath 商務産業相と対談し、科学技術、製造、エネルギー分野での協力の必要性を話し合ったと政府発表で伝えられた。

両大臣は IPR 分野での相互協定の可能性を含め、IPR での協力問題を議題とした。

製薬とエンジニアリング部門でのドイツからの投資を要請し、Nath 商務産業相は両国からの中小企業 (SMEs) 間の相互交流の必要性を強調した。

2005 - 2006年のインドからドイツへの輸出額は35億2,000万米ドルであり、輸入は58億2,000万米ドルである。

主要な輸出品はRMG綿、機械、楽器、薬と製薬品等であり、一方、ドイツからの輸入品は機械、電子製品、輸送関連機器などとなっている。

### 3. インド商標法の改正へ (インドーアジア・ニュース・サービス、2007年2月8日付)

木曜日、中央政府が商標の国際登録に関連したマドリッドプロトコルへのインドの加入を承認したことに合わせ、商標法の改正への準備が進められる。

この決定の発表の中で、P. Chidambaram 財務相は、政府はマドリッドプロトコルへの加入を可能とするため、1999年商標法を改正すると述べた。

これにより、インドの商標所有者及びインドで出願する外国商標所有者にとって、国

外でのよりよい広範な保護が与えられる。これはまた商標のライセンスとフランチャイズ化を通じた技術移転を円滑化させる。

#### 4. インドは対外貿易促進めざし、マドリッドプロトコルに加入 (BBCモニタリング、南アジア、2007年2月8日付)

インド政府は木曜日(2月8日)、マドリッドプロトコルへの加入を承認し、これによりインドの商標の海外での広範な保護と外国企業のインドでの商標出願の円滑化が図られる。

インドのマドリッドプロトコルへの加入は連邦政府により承認されたと、P. Chidambaram 財務相は、内閣経済問題委員会(CCEA)の会議の後、記者団に語った。

政府は、世界知的所有権機関(WIPO)が管理する、1989年マドリッドプロトコルへの加入を可能にする法案を議会に提出する。

この加入により世界の様々な市場でインドの商標の登録が迅速化され、インドの知的財産権制度に対する国際ビジネス界の信頼度が増すと、Chidambaram 財務相は述べた。

#### 5. 海賊版CD、MP3没収 (デイリー・ニュース&アナリシス、2007年2月8日付)

バシ(Vashi)のセクター17で、3人の露天商が逮捕され、514枚のCD、MP3、VCDが没収された。その中には、ボリウwoodsの最新の映画、「Guru and Risk」やマラチ(Marathi)劇が含まれている。またこの事件に関連して3名が逮捕された。没収品の価値は合計で71,000ルピー相当である。

容疑者のShrikant Ghule、Naeem Siddiqui、Vinayak Gopaleの3名は著作権法の幾つかの侵害で逮捕された。これらの容疑者は以前セクター17の路上で海賊版のCD及びVCDを販売していたとバシの査察官D B Patil氏は述べ、押収された商品は英語とヒンズー語のタイトルの有名な映画が含まれていたと付け加えた。

昨年8月、Kabhi Alvida Na KehnaやKrrishのようなボリウwoods映画の海賊版VCDとMP3ディスク1,325枚ほどがパンベル(Panvel)での摘発の際押収された。海賊版CDの価格は25万3,000ルピー相当であった。3人が逮捕された。11月には、海賊版CD及びVCD75万ルピー相当が押収され、これに関係した2人が逮捕されたとナビ・ムンバイの刑事犯罪支部の担当者が述べた。

知的財産権個人の目(Private Eye Intellectual Property Rights)の会の役員のInbaraj Pandian Nadar氏は貴重な情報を警察に提供したが、ナビ・ムンバイとムンバイでは偽のCDの販売が増加していると述べた。露天商は、12ルピーで購入したCDを100ルピーあるいは150ルピーで販売しており、生産者の損害だけでなく、政府の損失ともなっている。

#### 6. 国会議員、インド特許法への挑戦の終了を求める (ワシントン・ドラッグ・レター、2007年2月19日付)

インドの製薬特許法への挑戦のヒアリングが始まる何日も前に、議会監視政府改革委員会のヘンリー・ワックスマン委員長(D-Calif)は、Novartis社に対し、これに勝利すれば低価格のジェネリック薬への道を制限しかねないので、同社が起こした挑戦に終止符

を打つよう求めた。

Novartis社の会長兼CEOのDaniel Vasell氏宛の2月13日の書簡で、ワックスマン委員長は同社がインド法で特許取得に必要とされる新薬の効能についての必須条件に対して行った挑戦を再考するよう申し入れた。

書簡によれば、昨年同社のガン治療薬Glivec (imatinib)への特許出願が審査官により拒絶されて以来、Novartis社はインドの製薬特許法の一部に挑み始めた。

インドの製薬特許法によれば、現存する成分の新形態である場合、より高い効き目を実証した時にのみ製薬特許が与えられる。Glivecの主要成分は現在インド市場に出回っており、特許局は、同社が薬の効き目が増していることを証明できなかったため出願を拒絶していた。

ワックスマン委員長はノバルティス社がインド国内法を変更させようとするれば、より必要とされる薬への国際的なアクセスに悪影響をもたらすと心配した。なぜなら国内の製薬会社は生産量の3分の2を発展途上国に輸出しているからと述べた。

Glivecのジェネリック薬は特許の審査結果にかかわらずインド市場に残るだろうとノバルティス社は述べた。

#### 7. 政府、農業者によって開発された種子の登録開始

(プレス・トラスト・オブ・インド・リミティッド、2007年2月20日付)

政府は農業者が開発した種子の登録を開始した。これによりこの品種が商業ベースで生産される際、農業者に独占権が与えられ、経済的な支援ができる。

「植物品種と農業者の権利法」による登録はインド農業の歴史的先駆的進歩である」と連邦食料農業大臣のSharad Pawar氏は、本日の当地での登録開始に当たり述べた。

インドは知的所有権の貿易関連の側面に関する協定(TRIPs)の締結国なので、その枠組みに収まるように法を制限しなければならない。この法の施行により種苗育成者の権利を弱めてはならないと大臣は付け加えた。大臣はまた国内の種子の入れ替わりを早める必要を強調した。

#### 8. 35の地域産品に地理的表示を与える

(エコノミック・タイムス、2007年2月26日付)

Goa's feni、Bikaneri bhujia、Tanjore及びMadhubani様式の彩色画法が地理的表示(GI)の指定を受けるため提出された。ひとたび製品が地理的表示を受ければ同じ製品で他のバラエティーの生産者は自分たちの製品販売に登録名を使用することができなくなる。

政府は地域的に知られた35の農業繊維製品に原産地の名称をつける独占的権利を与え、フランスのシャンペンやメキシコのテキーラ、ベトナムの塩辛い醤油フーコック(phu quoc)のような、世界的に知られた製品に育てようとしている。

GI保護の対象となる製品は、Goan spirit feni、Bikaner bujia、幾種類かのマンゴー、Tanjore及びMadhubani様式の彩色画、Ootyのユーカリ、ケララのpoovanバナナ、沼地に生息するポカリ米である。これらの製品はその味で知られている。これはその土地の土と気候によるもので地元の根強い人気を得ている。この保護が与えられると他地域からの製品はこの保護を受けられなくなる。

これらの製品の供給量が限られているため、正規の生産者はプレミアムをつけること

ができる。「現在の需要を考えるとこれらの製品の多くは少なくとも10-20%のプレミアムを要求できる。最終的には世界ブランドに成長させたい」と当局筋では述べている。特許や著作権と違い、地理的表示は生産者や特定の製品と関連付けて与えられる。

数日前、地理的表示登記所はアンドラ・プラデシュ州の地域的に著名で広く販売されている2つの製品、Kalahasti kalamkari と呼ばれる装飾用ペンとKondappally bommalu と呼ばれる美しい木彫りのおもちゃに保護を与えた。

「地理的表示保護はタミル・ナドゥ州のKancheepuramシルクのサリーを作る家々を極貧から抜け出す助けを与える。なぜなら他地域からの機械製の製品は糸の織り模様を模倣する事ができなくなり、そんなことをすれば州の保護を監督する手織り製品繊維局から裁判を起こされてしまう。ほとんどの小売の衣類チェーンは顧客保護策として正規品に対する地理的保護を強化している」と同担当官は述べた。

政府は既に30の製品に保護を与え、今年度後半にあと35の地理的表示を与える予定である。マディヤ・プラデシュ州のChanderi サリーと、ケララ州のKulluシヨールとダージリン茶、Aranmula ミラー、マイソール・シルク、sandalwood oil(ビャクダン油)、紫檀の彫物が既にGIを与えられた製品の一部である。

## ブータン

ブータン、著作権地域小委員会の開催国となる  
(BBC モニタリング・南アジア、2007年2月27日付)

アフガニスタン、ラオス、ミャンマー、カンボジア、パキスタン、パプアニューギニア、サモア、バングラディッシュ、ブルネイ、スリランカ及びブータンからの参加者が明日パロに集まり、2日間にわたる著作権と関連問題に関するラウンドテーブル地域小委員会を開催する。

貿易省の知的財産部が世界知的所有権機関との共催で行うラウンドテーブルでは、ブータンのような発展途上国が、著作権及び著作隣接権の効果的エンフォースメントのため徴収管理団体を設立する際に直面するチャレンジについて論議する。

会議は国際的な著作権と著作隣接権体制の新規の動きと一般的な傾向について、及びアジア太平洋地域の徴収管理の問題と見込みについて話し合う。

参加者はまた各国の現状と徴収管理団体の設置の必要性について報告する。ブータンは著作権問題で自国の経験のレポートを発表する。

## ヨルダン

### ヨルダン知的財産権フォーラム

(中東カンパニー・ニュース、2007年2月26日付)

安全で合法的なデジタル社会の推進のためソフトウェア産業により設立された国際組織のビジネス・ソフトウェア・アライアンス(BSA)は、2日間に渡りヨルダンのアンマン市で開催される知的財産権フォーラムの開会を本日発表した。

フォーラムはヨルダン文化省の国立図書館局との共催で、アラブ諸国のIPR保護の達成度に焦点を合わせて話し合う。

この地域で知的財産権保護に関わるすべての権威当局はこのフォーラムに参加しており、今年で3年目である。フォーラムは、参加者が海賊版率の引き下げ、IPR法保護に関した様々な問題の経験と成功例を共有し合うための舞台となる。

ヨルダン国立図書館のMamoun Talhouni館長は「アンマンでのIPRフォーラムは参加者がIPR保護の成功例、知識、経験を共有し、地域のソフト産業の海賊版脅威を引き下げるための革新的且つ効果的方法を検討するための理想的な場を提供している。フォーラムはアラブ世界の社会と経済に悪影響を及ぼす海賊版の様々な経済的損失を明らかにする助けとなるだろう」と述べた。

「ヨルダンがこの会議の2度目の開催国となったことは、知的財産権保護により社会経済的利益を呼び込もうとする同国の意気込みが一層鮮明となった。我々は各関係機関に安全なデジタル世界を創造するための協力を呼びかけた。我々はまた、海賊版との対決のため様々な政府及び各機関とのより大きな協力に向けフォーラムの舞台をてこ入れしなければならない。我々は海賊版の脅威を減ずるためBSAとともに立ち上がり、このフォーラムを開催できたことを喜んでいる。」

IT業界の世界市場リサーチ予測会社の大手であるIDC (インターナショナル・データ・コーポレーション)が行った調査によれば、世界全体の海賊版率が前年同様35%であったのに対し、中東のソフト海賊版率は2005年に1%落ちて57%となった。

この調査によれば、中東及びアフリカ地域ではソフトの海賊版対策への取組みで目に見える進歩があり、同地域の26か国中で19カ国もの国で海賊版比率が減少した。ビジネス・ソフトウェア・アライアンス中東のJawad Al Redha 副委員長は、「中東の政府と法人は、国の経済成長の達成度合いは、IPRの効果的執行と産業界での正規ソフトの使用に大きく依存していると気がついた。

それぞれの国で海賊版比率を下げるため、当局、政府省庁が一致協力したことが結果的にほとんどのアラブ世界での海賊版率の著しい低下に結びついた」と述べた。